

## 住宅改修全般について

介護認定申請中の改修について
事前申請および承認後の工事着工は可能ですが、住宅改修費は認定結果が出てからの支給になります。また、申請の結果「非該当」となった場合、住宅改修費は支給されません。
入院中または入所中の場合について
退院または退所が確定した場合のみ事前申請可能です。ただし、住宅改修費は退院または退所後に支給となり、退院または退所されなくなった場合には支給されません。
同一住宅に複数の被保険者がいる場合について
各々申請書を提出することで改修は可能です。ただし、当該住宅改修のうち、各被保険者に優位な範囲を確定し、その範囲が重複しないように行う必要があります。
一時的に身を寄せている住宅の改修について
介護保険の住宅改修は、住民登録地のみ対象となるため保険給付対象外となります。ただし、身を寄せている住所に住民票上の住所登録地を移されていて、かつ今後も継続して居住し続ける場合は対象となります。
趣味や仕事のための改修について
住宅改修は、厚生労働省で「自立した日常生活を営むことができるよう助けるもの」と定義されており、日常生活動作には、排泄、入浴、外出、食事、就寝などが含まれます。よって、趣味や仕事のための住宅改修は保険給付の対象となりません。
花の手入れや仏壇に線香をあげるなど、日課のための改修について
住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象とします。本人にとっては習慣かもしれませんが、それを行わなくても日常生活には支障が生じないため、「日常生活上、必要なもの」の範囲とは言えないため保険給付の対象になりません。
将来的な可能性を考えた改修について
現在の身体状況に必要なかどうかを判断するため、例えば「今後車いすになる可能性があるから」などという理由で行った改修は保険給付の対象となりません。
新築・増築に合わせた住宅改修について
住宅改修は「現状の生活の中で支障がある場合に、安全に生活できるように改修するもの」なので、新築・増築に合わせた改修は保険給付の対象外となります。ただし、仮にすでに増築等が終わっていて生活していたが、手すりが必要なので取り付けたいという理由であれば保険給付の対象となります。
同住所地の別棟の改修について
住民票上の住所地であり、本人の生活動作に必要な理由が認められれば保険給付の対象となります。

## 賃貸アパート共用部分の改修費用について

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられますが、洗面所やトイレが共同となっている場合など通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となります。その場合、他の居住者に了承を得ることも必要であり、原状復帰の費用は介護保険対象外となります。

## 上限額のリセットについて

下記の条件を満たした場合に上限額がリセットされます。

①要介護状態区分が3段階以上重くなった場合（1回のみ）

※基準…最初に住宅改修費の支給を受けた着工日時点の介護度

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1又は経過的要介護・要支援

<リセットの例>

- ・ 要支援 1                      ➡ 要介護 3 ・ 4 ・ 5
- ・ 要支援 2 又は 要介護 1   ➡ 要介護 4 ・ 5
- ・ 要介護 2                      ➡ 要介護 5

②転居した場合

## 被保険者が死亡した場合

①未着工の場合…【住宅改修申請取り下げ書】を提出してください。

②着工～住宅改修完了前に死亡した場合…全額自費工事となります。【住宅改修申請取り下げ書】を提出してください。

③住宅改修完了後～支給申請前に死亡した場合…領収日が死亡日以降の場合、領収書の宛名は相続人としてください。支給申請書の申請者および振込先も相続人となります。

## 具体的内容について

既存の手すりの付け替えについて
身体状況の変化により既存の手すりの高さや場所等付け替えをする場合、撤去費用と移設費用は保険給付の対象となります。介護保険を使って取り付けした既存の手すりの場合、部材の再利用が可能か検討してください。(老朽化による手すりの付け替えは対象外)
階段の改修について
階段を昇降する理由が適切であれば対象となります。例えば、「寝室が2階にあるため」「洗濯物干場が2階にあるため」との理由であれば、それらを1階に移すことができないか検討し、その旨を理由書に記載してください。
既存の手すりの近くに新しく手すりを設置する改修について
既存の手すりでは不十分な理由が適切であれば対象となります。移設を含め十分に検討し、必ず理由書に記載してください。
トイレが二箇所あり、そのどちらにも手すりを設置する改修について
身体状況や生活動線により判断いたします。例えば、居室近くと寝室近くにトイレがあり、身体状況から日中は居室で過ごすため居室近くのトイレを使用、夜間は寝室近くのトイレを使用する場合、両方とも支給の対象となります。ただし、片方のトイレは極端に使用頻度が少ない場合等は、保険給付対象外となることもあります。
家具や下駄箱等家具への手すり取り付けについて
支柱等がネジで固定されている家具等の場合は支給の対象となります。固定されている旨理由書にも記載し、固定されていることがわかる写真を追加で添付してください。
ガードパイプ(防護柵)の使用について
ガードパイプ(防護柵)は転落・横断を防止するために設置することを目的としており、手すりとは用途が違うため支給対象外となります。
玄関と勝手口両方に手すりをつける改修について
保険給付の対象となるのは原則一箇所です。ただし、身体状況および生活上必要と認められる理由が適切であれば支給対象となります。
跳ね上げ式手すりについて
本人の身体状況および生活動線を確認し、適当と判断される場合に限り支給対象となります。家族の利便性等が理由の場合は支給対象外です。
屋外の段差をコンクリスロープにする改修について
車いすで移動困難な場合等は支給対象となります。ただし、傾斜角度は法律に準じ安全に使用できるよう計算したうえで工事を行ってください。独歩・シルバーカー・自走車いすの場合、幅は1m以内を目安としています。歩行者や介助者が横に付く場合や自走車いす利用時の方向転換部分の幅は1m以上でも問題ありません。

急勾配な既存スロープを階段へ変更する工事について
住宅改修の対象項目にあてはまらないため対象外となります。
浴槽の入れ替え(ユニットバス)について
すのこや浴槽台等での解消を検討し、それでも利用が難しい場合のみ対象となります。すのこ、浴槽台を検討した結果なぜだめだったのかを必ず理由書に記載し、かつ住宅改修をすることでまたぎ幅がどの程度改善するか(基本 10 cm以上)も確認し、理由書に記載してください。※施工費の按分については見積書注意事項参照
マンホールの埋め込みについて
車いすで通れない等適切な理由があり、コンクリートによる段差解消と比較し安価である場合は支給対象となります。他の道はなぜ使用できないのか等検討事項を理由書に記載してください。
居室の畳をフローリングに変更する改修について
マットなど安価な方法を検討し、それでも車いすや歩行器の利用が難しい場合は支給対象となります。介護ベットを置くためや畳の老朽化により躓きやすくなった等の理由は対象外です。
階段の滑り止めシートについて
階段を昇降する理由が適切であれば対象となります。例えば、「寝室が2階にあるため」「洗濯物干場が2階にあるため」との理由であれば、それらを1階に移すことができないか検討してください。また、必ず金具や接着剤等で固定し、固定箇所がわかる写真を添付してください。置くだけのタイプは対象外です。
扉の開き方向を変更したりドアノブをレバー式に変更する改修について
扉そのものを取り替えない場合であっても、身体状況に合わせて必要性があれば支給対象となります。
ドアノブの変更に伴いドアごと取り替えた場合について
ドアの老朽化等により、ドアノブのみの変更ができずドアごと取り替える必要がある場合、対象となるのはドアノブのみとなり、ドア本体は支給対象外です。
既存トイレの移設について
既存の洋式トイレを既存の和式トイレに移設する場合、新しい便器を購入した場合と移設費用を比較し、安価であれば撤去費用と設置費用は保険給付の対象となります。事前に耐久性や安全性に問題ないか確認してください。
便器取替に伴うトイレの拡張について
住宅改修は原則として拡張工事は対象となりません。ただし、身体状況や家屋状況によりやむを得ない事情がある場合には、例外として対象になる場合があります。ただし、その場合は家屋の総面積が増えないことが条件です。

小便器と大便器の間の壁を取り壊し一つにする改修について

壁の撤去費用は付帯工事として支給対象となります。ただし、小便器や手洗い器の撤去費用は支給対象外です。

トイレの洗浄ボタンについて

麻痺等の身体的状況およびトイレタンクの向き等構造上の問題により壁付け洗浄ボタンを取り付けする場合、最低限の機能(流す)のみのものであれば対象となります。